

9-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 管類の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

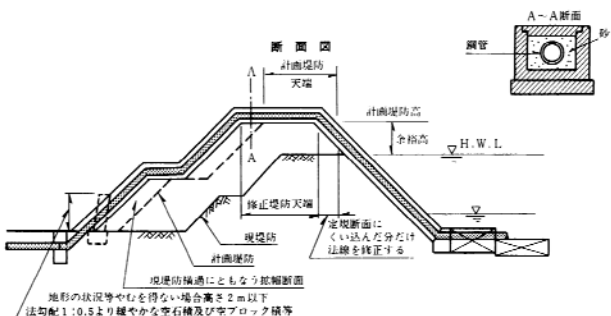
工作物名称			
設置の必然性(目的) (基準第三)			
事業実施機関名	申請者		
予定工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
規模	管の種類	(圧力管・非圧力管) 管径	m 延長 m
	形式		埋設方法

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河川名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地先名						

3) 設置河川の概要 管類設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水数高	現況高水数高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位置 (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
2. 設置の基準 (基準第十七-①) (基準第十七-②) (基準第十七-⑦)	(1) 縦断的に設置していないか。 (2) 圧力管は二重鞘管構造等となっているか。 (3) 河川管理施設等構造令に適合しない橋梁へ管類添架されていないか。		
3. 堤防乗り越し 管の構造等 (令第66条解説⑤イ) (基準第十七-③) (基準第十七-④) (基準第十七-④ 解説) (令第66条解説②ハ 準用) 令第66条解説⑤イ (基準第十七-⑤) (基準第十七-⑥ 解説) (基準第十七-④ 解説) 補足説明 (基準第三・四)	<p>(1) 以下のいずれかに該当し、水管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれがないか。 イ) 口径が0.5m以下か。 ロ) ボックス(鞘管)構造か。 (2) 堤防法線に対して直角になっているか。 (3) 堤防の表法肩から堤外側部分については、流水の乱れを大きくしない対策をしているか。 (4) 堤外地側で堤防法面に合わせて堤体内に埋設して設置する場合、護岸等の補強を行うと共に、埋設の厚さ分、堤内側の堤防を拡幅しているか。 (5) 堤防天端の取付けは工作物から上下流4mの平場を取り、6%以下の勾配で取り付けられているか。 (6) 外部荷重に対し十分な強度を有しているか。 (7) 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設けられていないか。 (8) 表表面の護岸範囲は施設(すり付け部含む)の上下流1mを加えた範囲以上としているか。 (補足説明) (実際には2mとしている事例が多い) (9) 構造物周りについては、適切な排水対策が講じられているか。 (10) 護岸等は、河川環境に配慮した護岸となっているか。</p> 		
4. 河川を横過 する管類 基準第十七-①・⑦	(1) 既設橋梁に添架する場合は河川管理施設等構造令に適合している橋梁か。 ・河川を横過して設置する場合は、第11章「橋」に準ずる。		
5. 施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
6.その他 補足説明	(1) 河川敷区域内にマンホールは設けられていないか。 (2) 堤防と道路との交差部の埋設深さは、電気設備技術基準第143条、道路法施行令12条に適合しているか。 (3) 管類を埋設した場合は埋設標が設置されているか。 (4) 河川区域内に平面的なクランクが設けられていないか。 令第62条2項に準じているか。 ・高水敷部は根入れ1 m以上 ・低水路部は根入れ2 m以上（高水敷の低水法肩から20mを含む） (5) 水道管等内圧を有する管類は耐圧、耐蝕性等を考慮しているか。 (6) 受電設備、量水器等の付帯施設を河川区域内に設けていないか。		

9-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 管類の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工作物名称	給水管		
設置の必然性(目的) (基準第三)	新築(予定)宅に水道を引き込むため		
事業実施機関名	申請者 ○○○		
予定工期	令和 ○年 ○月 ○日 ~ 令和 年 月 日		
規模	管の種類	(圧力管) 非圧力管	管径 ○ m 延長 ○ m
	形式	○○	埋設方法 ○○

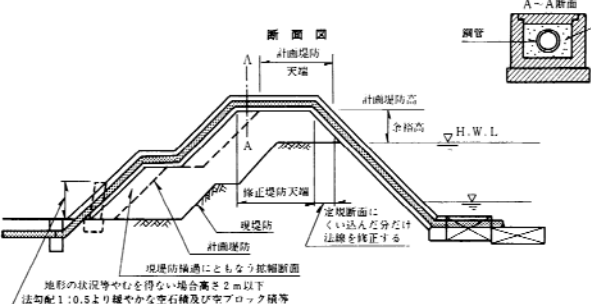
2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河川名	川水系 ○○川	距離標 左・右岸 K m
地先名	安城市○○町 番地	

3) 設置河川の概要 管類設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか	記載不要			
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区:		

4) 審査事項

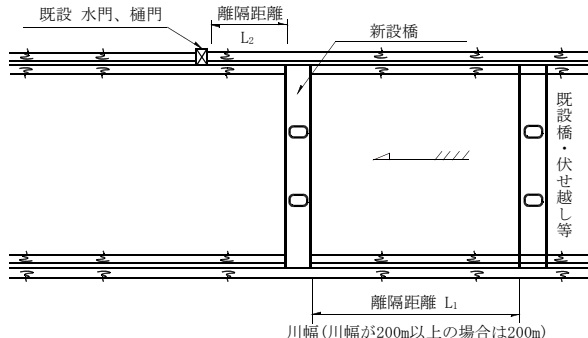
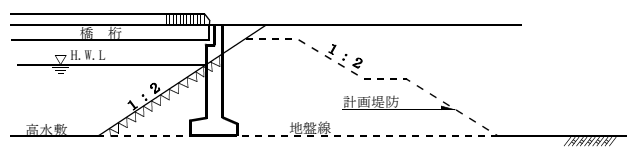
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位置 (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。	○	【記入例】 ・既設の橋梁に添架するため ・物理的に勾配がとれるルートが 他にないため
2. 設置の基準 (基準第十七-①) (基準第十七-②) (基準第十七-⑦)	(1) 縦断的に設置していないか。 (2) 圧力管は二重鞘管構造等となっているか。 (3) 河川管理施設等構造令に適合しない橋梁へ管類添架されていないか。	○ ○ ○	
3. 堤防乗り越し管の構造等 (令第66条解説⑤イ) (基準第十七-③) (基準第十七-④) (基準第十七-④解説) (令第66条解説②ハ準用) 令第66条解説⑤イ (基準第十七-⑤) (基準第十七-⑥解説) (基準第十七-④解説) 補足説明 (基準第三・四)	<p>堤防乗り越し管の場合 右欄も記入</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当し、水管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれがないか。 イ) 口径が0.5m以下か。 ロ) ボックス(鞘管)構造か。 (2) 堤防法線に対して直角になっているか。 (3) 堤防の表法肩から堤外側部分については、流水の乱れを大きくしない対策をしているか。 (4) 堤外地側で堤防法面に合わせて堤体内に埋設して設置する場合、護岸等の補強を行うと共に、埋設の厚さ分、堤内側の堤防を拡幅しているか。 (5) 堤防天端の取付けは工作物から上下流4mの平場を取り、6%以下の勾配で取り付けられているか。 (6) 外部荷重に対し十分な強度を有しているか。 (7) 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設けられていないか。 (8) 表表面の護岸範囲は施設(すり付け部含む)の上下流1mを加えた範囲以上としているか。 (実際には2mとしている事例が多い) (9) 構造物周りについては、適切な排水対策が講じられているか。 (10) 護岸等は、河川環境に配慮した護岸となっているか。</p>  <p>地形の状況等やむを得ない場合高さ2m以下 法勾配1:0.5より緩やかな石積及びブロック積等</p>		
4. 河川を横過する管類 基準第十七-①・⑦	(1) 既設橋梁に添架する場合は河川管理施設等構造令に適合している橋梁か。 ・河川を横過して設置する場合は、第11章「橋」に準ずる。		
5. 施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

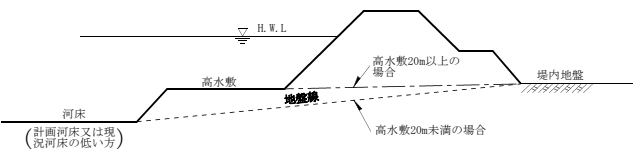
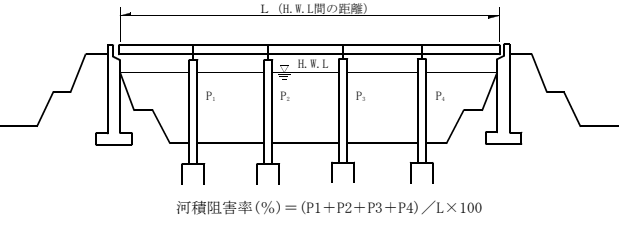
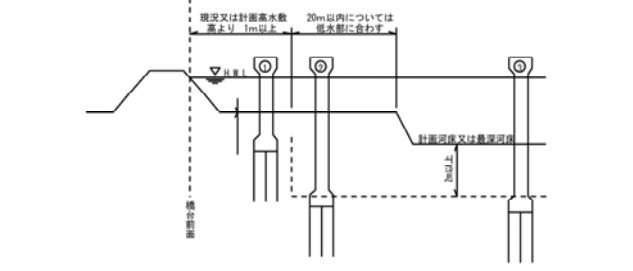
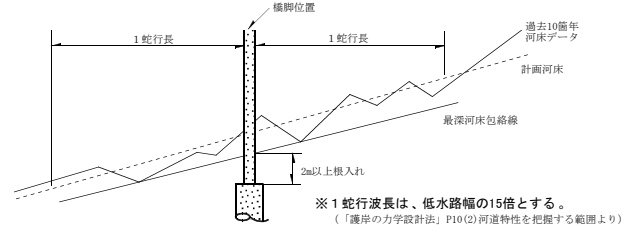
【道路法施行令第12条関係（水道、下水道管又は、ガス管の占用の場所）】
 水管、又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は1.2m（工事実施上やむを得ない場合にあつては0.6m）以下としないこと。

【電気設備技術基準 地中電線路の施設第134条】
 地中電線路を直接埋設方式により設置する場合は土かぶりを車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては1.2m以上、その他の場所においては0.6m以上とし、かつ、地中電線を堅牢なトラフその他の防護物に収める施設にしなければならない。

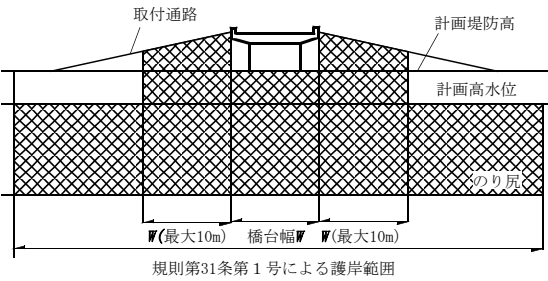
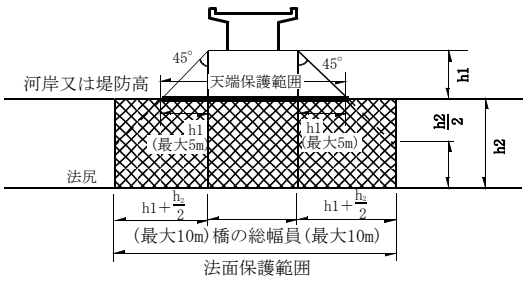
項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
6.その他 補足説明	(1) 河川敷区域内にマンホールは設けられていないか。 (2) 堤防と道路との交差部の埋設深さは、 <u>電気設備技術基準第134条</u> 、 <u>道路法施行令12条</u> に適合しているか。 (3) 管類を埋設した場合は埋設標が設置されているか。 (4) 河川区域内に平面的なクランクが設けられていないか。 <u>令第62条2項</u> に準じているか。 ・高水敷部は根入れ1m以上 ・低水路部は根入れ2m以上（高水敷の低水法肩から20mを含む） (5) 水道管等内圧を有する管類は耐圧、耐蝕性等を考慮しているか。 (6) 受電設備、量水器等の付帯施設を河川区域内に設けていないか。	○ ○ ○ ○ - ○ ○	

橋脚の場合

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>1. 位置 (基準第三・基準第四) (基準第二十一・一①) (基準第二十一・一②) (基準第二十一・二①) (基準第四・二解説)</p>	<p>(1) 位置(ルート)決定の主な理由 (2) 狭窄部、水衝部、分合流点はさけているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所(河床勾配の変化点等)はさけているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。</p>  <p>(5) 基礎地盤の検討をしたか。</p>		
<p>2. 方向 (基準第二十二・一②) (令第61条2解説) (令第61条2解説) (令第61条2解説) (基準第二十二・二①)</p>	<p>(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、治水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。 (2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天端幅の1/3以下(2mを越える場合は2m)か。 (3) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し適切と認められる対策を講じているか。 ・橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について、適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとする。</p>		
<p>3. 橋台 (令第61条1解説) (令第61条2) 令第61条3 (令第61条3) (令第61条4) (令第61条解説3) (令第61条4項解説3 解説5③)</p>	<p>(1) 川幅50m以上、背水区間、高潮区間に設ける橋台の位置はHWLと法面の交点から川表側に出てないか。 (2) 川幅50m未満の時は橋台の前面が表法面肩より川表側に出てないか。 (3) 橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防法線に平行に設けているか。堤防補強を行なっているか。 (4) 橋台の底面は地盤高以下か。 (5) パイルベント基礎となっていないか。 (6) 軟弱地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。</p> <p>橋台の位置(川幅50m以上)</p> 		

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>令第61条4</p> <p>令第61条解説4</p> <p>令第61条解説4</p>	<p>(7) 堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。</p>  <p>(8) ピアアバットとなっていないか。</p> <p>(9) やむを得ずピアアバットを設ける場合、川表側で鞘管構造とし、堤防補強を行っているか。</p>		
<p>4. 橋脚</p> <p>(令第62条解説3①)</p> <p>(基準第二十二①)</p> <p>(令第62条解説1③)</p> <p>(令第62条1)</p> <p>(令第62条1)</p> <p>(令第62条2)</p> <p>(令第62条2ただし書)</p>	<p>(1) 堤防法先、低水路岸法肩及び河岸法先からの離れはよいか。</p> <p>(2) 堤体内に橋脚を設けていないか。</p> <p>(3) 河積阻害率は5%以内か。(新幹線及び高速自動車国道等は7%以内か)</p>  <p>河積阻害率(%) = (P1 + P2 + P3 + P4) / L × 100</p> <p>(4) 形状は小判型(細い楕円形)としているか。</p> <p>(5) 方向は洪水時の流水方向と平行か。</p> <p>(6) 基礎の上面の高さは</p> <p>イ) 高水敷部(低水路肩から20m以上の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から1m以上の根入れがあるか。</p> <p>ロ) 低水路部(低水路肩より20m以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から2m以上の根入れがあるか。</p>  <p>ハ) 最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。</p> <p>ニ) 過去に濡筋が移動したことはないか検討し、高水敷きの橋脚根入れを決定したか。例を下記に示す。</p>  <p>※1蛇行波長は、低水路幅の15倍とする。 (「護岸の力学設計法」P10(2)河道特性を把握する範囲より)</p>		

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>6. 桁下高 (令第64条解説) (令第64条1) (令第42条解説1(1)①) (令第64条2)</p>	<p>(1) 計画堤防高以上になっているか。なお、高潮区間にあつては計画高水位に余裕を加えた高さ、または計画高潮位のいずれか高い方か。</p> <p>(2) 背水区間の特例が適用になるか。 背水の影響を受ける河川の流量が本川の流量の10%以内で支川流量が500m³/s以下の流下物の少ない場合に適用しているか。</p> <p>イ) 自己流量HWL+余裕高以上かつ本川計画高水位以上か。 (自己流量HWL明記)</p> <p>ロ) 橋面高は堤防高以上か。</p>		
<div style="text-align: center;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>令第64条1項の一般図</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>令第64条1項、2項の必要がある場合</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※高潮及び背水区間については左図形式を守ることが原則とする中で上図のように桁下高と橋面の2段の規定を満足すれば良いと言う緩和を設けている。</p>			
<p>7. 護岸等 (規則第31条一)</p>	<p>(1) 橋台の上下流に下記のとおり護岸があるか。</p> <p>イ) 堤防直近橋脚の上下流から堤防に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。</p> <p>ロ) 10m未満となるとき10m以上としているか。</p> <p>①護岸の範囲はHWL以上の護岸設置区間以上か。</p> <p>ハ) 橋台と堤防との取付はHWL以上の護岸を設けているか。</p> <p>①護岸は橋台幅以上(10mまで)となっているか。</p> <p>②土留工設置の場合、その理由が明確になっているか。</p>		
<p style="text-align: center;">橋の設置に伴い必要となる護岸長</p> <div style="text-align: center;"> </div>			

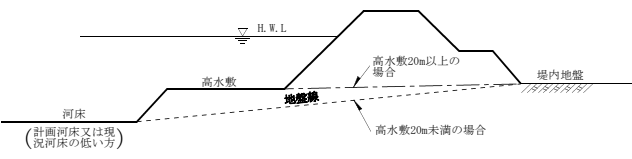
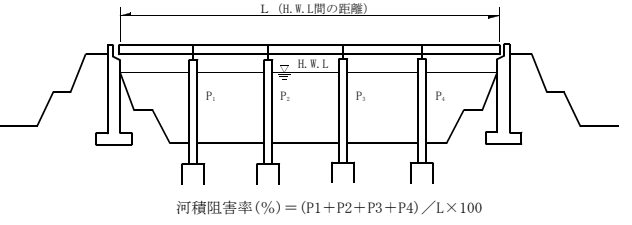
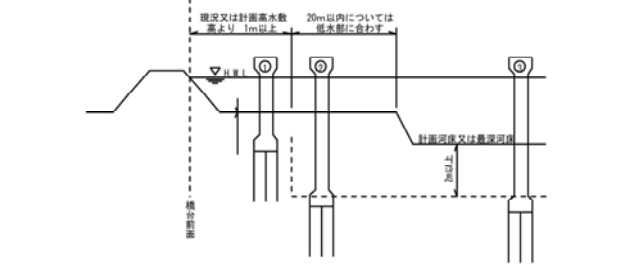
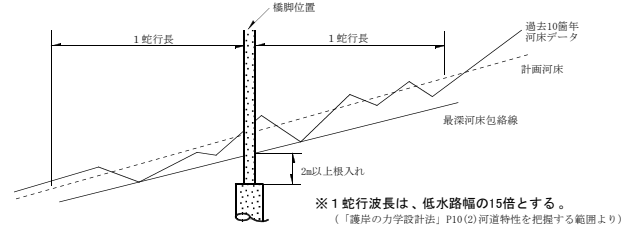
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>(規則第31条)</p> <p>(基準第三・四)</p> <p>(令第65条2項解説2⑤)</p> <p>補足説明</p>	<p style="text-align: center;">橋の設置に伴い必要となる堤防護岸の高さ</p>  <p style="text-align: center;">規則第31条第1号による護岸範囲</p> <p>(2) 低水護岸について</p> <p>イ) 原則として河岸直近橋脚の上下流から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。</p> <p>ロ) 橋脚の設置に伴い流水が著しく変化し河岸に洗掘等の支障がある場合その処置はしているか。</p> <p>(3) 河川環境に配慮した護岸となっているか。</p> <p>(4) 高架橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。</p> <p style="text-align: center;">橋の下の河岸又は堤防を保護する最小範囲</p>  <p style="text-align: center;">法面保護範囲</p> <p>(5) 高水敷の日陰対策等の保護工はされているか。</p>		
<p>8. 護床工及び高水敷保護工</p> <p>(令第62条解説3②)</p> <p>(令第65条解説1)</p> <p>(令第65条解説1①)</p> <p>(令第65条解説)</p>	<p>(1) 次の条件のいずれかに該当する場合、護床工または高水敷保護工を設置しているか。</p> <p>① 橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法肩から10m以内の場合。</p> <p>② 橋脚の設置により洗掘が起るのを防止する必要がある場合。</p> <p>(2) 保護範囲は橋脚周辺5m以上あるか。</p> <p>(3) 保護工を設置した時保護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法肩までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。</p> <p>(4) 河川環境に配慮しているか。</p>		
<p>9. 河川管理用通路</p> <p>(基準第二十三②)</p> <p>(基準第二十三②解説)</p>	<p>(1) 以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。</p> <p>・管理用通路の併設</p> <p>① 計画高水流量 1000m³/s 以上</p> <p>② 計画交通量 6000台/日以上</p> <p>③ 鉄道遮断時間 20分/時間以上</p>		

4) 審査事項

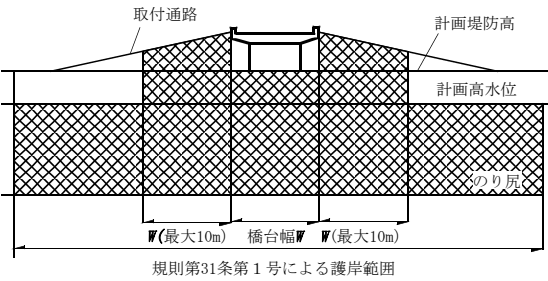
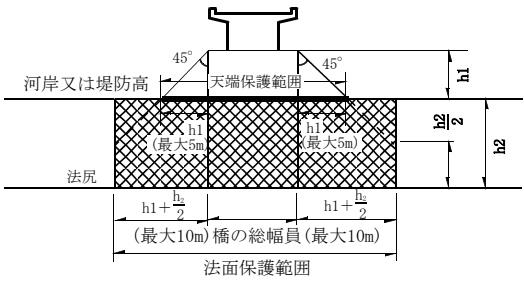
7-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第二十一①) (基準第二十一②) (基準第二十二①)</p>	<p>(1) 位置(ルート)決定の主な理由 (2) 狭窄部、水衝部、分合流点はさけているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所(河床勾配の変化点等)はさけているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">注) 1. 川幅はHWLラインで両岸を結んだ距離。</p> </div> <p>(5) 基礎地盤の検討をしたか。</p>		
<p>2. 方 向 (基準第二十二②) (令第61条2解説) (令第61条3解説) (令第61条4解説) (基準第二十二①)</p>	<p>(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、治水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。 (2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天端幅の1/3以下(2mを越える場合は2m)か。 (3) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し適切と認められる対策を講じているか。 ・橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について、適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとする。</p>		
<p>3. 橋 台 (令第61条1解説) (令第61条2) 令第61条3 (令第61条3) (令第61条4) (令第61条3解説) (令第61条4項解説3 解説5③)</p>	<p><b style="color: red;">橋台の場合、右欄も記入。以下他項目も該当する場合に</p> <p>(1) 川幅50m以上、背水区間、高潮区間に設ける橋台の位置はHWLと法面の交点から川表側に出てないか。 (2) 川幅50m未満の時は橋台の前面が表法面肩より川表側に出てないか。 (3) 橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防法線に平行に設けているか。堤防補強を行なっているか。 (4) 橋台の底面は地盤高以下か。 (5) パイルベント基礎となっていないか。 (6) 軟弱地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: x-small;">橋台の位置 (川幅50m以上)</p> </div>	<p style="color: red; font-weight: bold;">記入</p>	

以下項目も該当する場合に記入、
該当しない場合「－」

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>令第61条4</p> <p>令第61条解説4</p> <p>令第61条解説4</p>	<p>(7) 堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。</p>  <p>(8) ピアアバットとなっていないか。</p> <p>(9) やむを得ずピアアバットを設ける場合、川表側で鞘管構造とし、堤防補強を行っているか。</p>		
<p>4. 橋脚</p> <p>(令第62条解説3①)</p> <p>(基準第二十二-①)</p> <p>(令第62条解説1・③)</p> <p>(令第62条1)</p> <p>(令第62条1)</p> <p>(令第62条2)</p> <p>(令第62条2ただし書)</p>	<p>(1) 堤防法先、低水路岸法肩及び河岸法先からの離れはよいか。</p> <p>(2) 堤体内に橋脚を設けていないか。</p> <p>(3) 河積阻害率は5%以内か。(新幹線及び高速自動車国道等は7%以内か)</p>  <p>(4) 形状は小判型(細い楕円形)としているか。</p> <p>(5) 方向は洪水時の流水方向と平行か。</p> <p>(6) 基礎の上面の高さは</p> <p>イ) 高水敷部(低水路肩から20m以上の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から1m以上の根入れがあるか。</p> <p>ロ) 低水路部(低水路肩より20m以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から2m以上の根入れがあるか。</p>  <p>ハ) 最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。</p> <p>ニ) 過去に滞筋が移動したことはないか検討し、高水敷きの橋脚根入れを決定したか。 例を下記に示す。</p>  <p>※1蛇行波長は、低水路幅の15倍とする。 (「護岸の力学設計法」P10(2)河道特性を把握する範囲より)</p>		

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>6. 桁下高 (令第64条解説) (令第64条1) (令第42条解説1(1)①) (令第64条2)</p>	<p>(1) 計画堤防高以上になっているか。なお、高潮区間にあつては計画高水位に余裕を加えた高さ、または計画高潮位のいずれか高い方か。</p> <p>(2) 背水区間の特例が適用になるか。 背水の影響を受ける河川の流量が本川の流量の10%以内で支川流量が500m³/s以下の流下物の少ない場合に適用しているか。</p> <p>イ) 自己流量HWL + 余裕高以上かつ本川計画高水位以上か。 (自己流量HWL明記)</p> <p>ロ) 橋面高は堤防高以上か。</p>		
<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">*高潮及び背水区間については左図形式を守ることが原則とする中で上図のように桁下高と橋面の2段の規定を満足すれば良いと言う緩和を設けている。</p>			
<p>7. 護岸等 (規則第31条一)</p>	<p>(1) 橋台の上下流に下記のとおり護岸があるか。</p> <p>イ) 堤防直近橋脚の上下流から堤防に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。</p> <p>ロ) 10m未満となるとき10m以上としているか。</p> <p>①護岸の範囲はHWL以上の護岸設置区間以上か。</p> <p>ハ) 橋台と堤防との取付はHWL以上の護岸を設けているか。</p> <p>①護岸は橋台幅以上(10mまで)となっているか。</p> <p>②土留工設置の場合、その理由が明確になっているか。</p>		
<p style="text-align: center;">橋の設置に伴い必要となる護岸長</p> <div style="text-align: center;"> </div>			

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>(規則第31条)</p> <p>(基準第三・四)</p> <p>(令第65条2項解説2⑤)</p> <p>補足説明</p>	<p style="text-align: center;">橋の設置に伴い必要となる堤防護岸の高さ</p>  <p style="text-align: center;">規則第31条第1号による護岸範囲</p> <p>(2) 低水護岸について</p> <p>イ) 原則として河岸直近橋脚の上下流から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。</p> <p>ロ) 橋脚の設置に伴い流水が著しく変化し河岸に洗掘等の支障がある場合その処置はしているか。</p> <p>(3) 河川環境に配慮した護岸となっているか。</p> <p>(4) 高架橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。</p> <p style="text-align: center;">橋の下の河岸又は堤防を保護する最小範囲</p>  <p style="text-align: center;">法面保護範囲</p> <p>(5) 高水敷の日陰対策等の保護工はされているか。</p>		
<p>8. 護床工及び高水敷保護工</p> <p>(令第62条解説3②)</p> <p>(令第65条解説1)</p> <p>(令第65条解説1①)</p> <p>(令第65条解説)</p>	<p>(1) 次の条件のいずれかに該当する場合、護床工または高水敷保護工を設置しているか。</p> <p>① 橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法肩から10m以内の場合。</p> <p>② 橋脚の設置により洗掘が起るのを防止する必要がある場合。</p> <p>(2) 保護範囲は橋脚周辺5m以上あるか。</p> <p>(3) 保護工を設置した時保護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法肩までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。</p> <p>(4) 河川環境に配慮しているか。</p>		
<p>9. 河川管理用通路</p> <p>(基準第二十三②)</p> <p>(基準第二十三②解説)</p>	<p>(1) 以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。</p> <p>・管理用通路の併設</p> <p>① 計画高水流量 1000m³/s 以上</p> <p>② 計画交通量 6000台/日以上</p> <p>③ 鉄道遮断時間 20分/時間以上</p>		

